

令和2年第2回定例会

厚生常任委員会記録

令和2年6月22日（月）於 前川新館3階会議室

開会 午前10時00分

散会 午前11時10分

○出席委員（7名）

1番 竹内博之委員 2番 成田大介委員 8番 木村隆洋委員
13番 蒔苗博英委員 16番 小田桐慶二委員 20番 石田久委員
27番 宮本隆志委員

○出席理事者（6名）

市民生活部長 森岡欽吾 市民課長 蒔苗元
福祉部長 番場邦夫 障がい福祉課長 佐藤真紀
健康こども部長 三浦直美 国保年金課長 田中知巳

○出席事務局職員（2名）

次長 菊池浩行 書記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長（蒔苗博英委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

議案第48号 弘前市手数料条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） まず、議案第48号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（森岡欽吾） 議案第48号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、国の関連する法律である情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、マイナンバーの通知カードが廃止されることから、通知カードの再交付手数料を削除するなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容といたしましては、通知カードの再交付手数料500円を削除し、引用する省令の

名称を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令に改めるものであります。

お手元の資料1の新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前の条文となっております。別表の番号21の改正となります。

右側の改正前の条文にある「手数料の名称」の欄及び「手数料の額」の欄に記載されている「通知カード再交付手数料」及び「1枚につき500円」の記載を削除したほか、事務の種類欄につきましては、引用する省令の名称を改めるとともに、「通知カードの再交付」に係る部分を削除したものであります。

以上が本議案の内容でありますので、御審議をお願いいたします。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 今回の弘前市手数料条例の一部を改正する条例案の資料2のところを見ますと、通知カードの廃止というのがありますけれども、これも令和2年5月25日でこういう形だということで、ここに資料があるわけですがけれども、今回、これに伴う中で、例の1人10万円の給付金の件で、これはもう既に市民の皆さんも、ここに来て、そういう形でやっているのだけれども、新聞報道を見てもかなり、いろいろな不手際があったり、いろいろしているわけですが、今回、10万円の給付金の中で、このマイナンバーカードへの移行で弘前市民がどのぐらい利用したのか。あるいは、私は郵送でやったわけですが、その中でも、このマイナンバーでどのような、遅れとか、具体的などころがありましたらお伝えしていただきたいと思います。

それと、通知カードの廃止によってどういう影響があるのかということですね。その辺をお答えしていただきたいと思います。

○委員長（蒔苗博英委員） 市民課長に申し上げます。ただいまの石田委員の質疑で、関連があるところを具体的にお話しいただきたいと思います。

○市民課長（蒔苗 元） まず、今回のオンラインに係ります概況ということで、マイナンバーカードにつきましても関係といたしましては、オンライン申請ということになるのかと思うのですが、6月15日時点で、オンライン申請のほうは2,072件の申請状況となっております。

今回のオンラインの申請に係る概要といたしましては、5月6日から緊急申請とオンライン申請が始まりまして、マイナンバーカードについている電子証明書のほうを使いましてのオンライン申請の手続ということになったものであります。それで、オンライン申請を使用するに当たっての電子証明書というのには、暗証番号が必要になってございました。この暗証番号を利用する方が、忘れた、もしくは誤って5回入力するとロック機能が働いて申請ができないような状況になってしまったということです。こうした、暗証番号を忘れた、あとロック機能の解除という場合には、どうしても市の窓口のほうで解除の設定が必要となってくるという形になっておりました。それで、今回の、市民に対して滞ったところには、こうした、暗証番号を忘れた、または誤った方法でロックがかかってしまったという方が多数、市役所のほうに訪れて、またこちらのケースが同様の形で全国でも行われたということで、一挙にシステムに対する負荷がかかり過ぎて、ちょっとシステムの遅延のような状況が起こったということです。

廃止の影響につきましては、今回廃止するというものでありますけれども、今度は新たにマイナンバーが付番、新たにつけられる、出生とかということをつく方には、個人番号通知書と

いう形の、代わりの通知書で新たに送られるということになってございます。

○20番（石田 久委員） 今、お話があったのですけれども、国で初めてやるに当たって、はっきり言って不備がかなりあって、それで個人番号カードとか、私もそうですけれども、大体、国民の2割ぐらいしか登録されていないということで、市役所の職員は全員がマイナンバーカードをやるような形で、まずやってくださいという形になっているのですけれども、こういう中で、マイナンバーカードの移行促進とか、それから通知カードの廃止というふうになったときに、そういうふうに、皆さんにマイナンバーカードをちゃんとやってくださいよと言っている中で、通知カードが廃止ですよとなったときに、今回の10万円の中でいろいろ問題点があると思うのですけれども、通知カードが廃止になったときに、例えばこれからまた10万円が支給されたときに、そういうものが廃止になった場合は何か影響があるのかどうかというところなのですけれども。

○市民課長（蒔苗 元） 今回の通知カードの廃止に伴って、今後の影響ということでございましたけれども、通知カードの廃止の背景にありましたのは、皆様のお手元の資料2のほうにあります、上のほうに書いている、手続の法律が改正になったということで記載されていまして、通称デジタル手続法というものですけれども、こちらのほうで行政のデジタル化を今後進めていくということでの法律の改正ということになってございまして、今、委員がおっしゃられたように、影響ということに関しましては、今後、マイナンバーカードを普及・促進していくということで、カードの番号と併せて電子証明書等がついている、そういった機能を有効に活用していった市民への利便性を高めていく、さらには行政の効率化を高めていくというところを進めていくということの趣旨でございまして、市のほうではそうしたところを踏まえて適切に対応していきたいと思っております。

○1番（竹内博之委員） 1点だけ。

今回の条例改正に係る部分で、通知カードの再交付手数料が1枚につき500円となっているのではないですか。これは多分、主だったものはなくしたりとか、そういうものだと思うのですけれども、今後、マイナンバーを個人番号通知書により通知ということで、個人番号通知書そのものを、例えばなくした、紛失した場合の手数料の明記とかは必要ないのかなど。

○市民課長（蒔苗 元） 今後新しく、市民の方に通知される個人番号通知書のほうの取扱いなのですけれども、こちらのほうは、紛失した場合とかの再交付と、いわゆるそういう手続はないという形の事務処理になってございます。ですので、改めて再交付の手数料というものは発生しないという形になります。

こちらの通知書なのですけれども、あくまでも個人番号をお知らせするというための文書でございまして、これまでの通知カードとの変更点というのは、通知カードというのは、例えばですけれども、転居とかをすると、その場合は住所とかを直すという処理がございました。それで、住民票に記載されている住所や名前と個人番号が一致しているというような状況を常につくっておくということで、番号を証明する書類という形で取り扱ってきたものです。

ただ、こちらのほうの改正の背景にあったのは、いわゆる、私どもで裏書というのですけれども、住所変更をするということが、持っている方、あとは自治体の職員の双方にとって負担に、その都度書き直すと、転居や転出するごとに書き直す必要がございました。ということがあって、それが双方にとっての負担というところの背景もあって、それと併せて、今のマイナンバーカード——個人番号カードのほうへの移行を進めていくという流れもございまして、今回改正になったものでございます。

そういった点を踏まえまして、今後行われる個人番号通知書につきましては、先ほどお話ししたとおり、住所の変更とかは行わない。その代わりに、あくまでもこちらのほうは番号をお知らせする通知書というだけのものでございまして、いわゆる番号を確認する書類ということの取扱いを行わないという形になってございます。

○16番（小田桐慶二委員） 何か、ちょっと理解できないのですけれども。

これまでの通知カードが今、廃止されるということですよ。一つは、なぜこれが廃止されて個人番号通知書に変更されるのかというのがちょっとまだ理解できないというのが一つと。

それから、要はマイナンバーカードを作ってくださいということをより進めるためにやるわけだよね。それで、今まで、私も通知カードを受け取って、それでカードを作ったのですが、カードを作っていないで、通知カードを持っている人たちにも個人番号通知書というのがまた改めて届くわけですか。それとも、これはこのままなのでしょうか。廃止されるということは、この番号が廃止されるということではないのですよね……まだちょっとぴんとこないところがあるのだけれども。

○市民課長（蒔苗 元） まず、今まで通知カードを持っている方は住民票と、住民記録と同じような記載になっている、名前とか住所とかが同じであれば、引き続きマイナンバーを証明する書類として有効に活用することができます。それで、例えば出生とかで今後新しく住民登録になる方々には、今度新しく個人番号通知書というものが送られるという流れになります。

それで、今回の改正なのですけれども、先ほど申し上げましたデジタル手続法、こちらのほうは様々な行政の手続を今後、デジタル化を進めていくということでの趣旨で改正になったものでございます。この中で、マイナンバー法に関しましては、今後、マイナンバーカードへ移行を進めていくということで廃止になるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、通知カードそのものは、転居や転出ごとに市の窓口へ行って必ず変更の手続を取ることが必要になっていたものでございました。この手続が、持っている方と自治体職員のほうの負担になっていたという声があったものでございました。これを踏まえて、行政のデジタル化の推進ということで、今後、マイナンバーカードのほうへ移行を進めていこうということもございまして、今回、通知カードを廃止して、こちらの個人番号通知書のほうへ移行していくと。ただし、個人番号通知書のほうは、あくまでも番号をお知らせするための書類ですということで、マイナンバーを知るためには、手続が一番有効なのは、やはりマイナンバーカードを取っていただくということへの移行を進めていくということの目的があつての今回の改正というものでございます。

○16番（小田桐慶二委員） そうすると、通知カードは廃止にはなるのだけれども、そこにあるように、証明書類として引き続き利用は可能なわけですよ。

そうすると、通知カードを持っている人が、例えば転居したと。ほかの自治体に移って転入届とかを出した場合には、この通知カードでいいわけですね。新しく個人番号通知書が来たりとか、そういうことではなくて。

○市民課長（蒔苗 元） 今後の取扱いにつきましてですけれども、今後、例えば通知カードをお持ちの方が転出になった場合は、改めて通知カードそのものの、転出先の住所への変更とかは行わないという形になります。ですので、こちらの通知カードは、住民記録と今後一致する形ではないことになります。

ですので、私たちのほうとしましては、改めてマイナンバー、いわゆる番号を確認するためには、必要な書類としましては、まずマイナンバーカード、もしくはマイナンバーが記載され

た住民票の写しが必要になるということで対応していくと。こちらは、全ての自治体がそのような形で対応していくというような形になろうかと思えます。

○27番（宮本隆志委員） ちょっと学習能力がないから、なかなか理解できないけれども。

早い話、ぶっちゃけた話、通知カードをマイナンバーカードに換えれば、一番手っ取り早いということか。

それで、通知カードの廃止ということは、これから作る人は、通知カードは駄目ですよということなのでしょう。だから、今、通知カードを持っている人は、転居とか云々があれば面倒くさいから、できればマイナンバーカードに移したほうがいいですよと、便利ですょという意味でしょう。だから、我々がもし聞かれれば、そうしなさいと、したほうがいいですよと市民に答えればいいのでしょうか。

通知カードをマイナンバーカードに換えるときに手順がどうなるのか。どういう手順をすればいいのか。通知カードを持って市役所へ来ればいいのか。

○市民課長（蒔苗 元） 通知カードからマイナンバーカードへの手順なのですが、手続は、基本は市役所のほうにお越しただければ必要なものを説明しまして、例えばなのですが、資料2のほうに、通知カードの下の方の欄に申請の用紙とかがあるので、これを送っていただくということで、後日、国のほうからマイナンバーカードが届いて交付という形になるかと思えます。

○27番（宮本隆志委員） ちょっと確認するけれども、そうすれば、市民から聞かれたら、通知カードだけを持って市役所の市民課かどこかへ来ればマイナンバーカードに換えてくれるという話はしてもいいのか。

○市民課長（蒔苗 元） 最終的に交付ということになりましたら、まず本人がマイナンバーカードであるということを証明する身分証明書、具体的にいいますと、例えば免許証、顔つきの身分証明書とかがあれば、それがなければ保険証、あとは、例えばですけども年金手帳とか、そういうものとなります。あとは、こちらの通知カードをお持ちの場合は、通知カードを返納という形で、それでマイナンバーカードを交付という形になりますので、そういう形です。

○27番（宮本隆志委員） すみません、委員長、最後。

ちょっと話がくどくなっちゃったけれども、手続として、通知カードを持って市役所へ来ると。マイナンバーカードに換えたいというときには、何も持ってこなくても、カードだけでいいのか。それで、手続した後に、国からカードが送られてきたときに、それを受け取るときに本人だという証明書は送られてくるのか。何か今、免許証とか保険証とかというのはいつ使うのか。

○市民課長（蒔苗 元） 免許証とかは、交付の最後でということになります。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者入替え]

議案第49号 弘前市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案

- 委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第49号弘前市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

- 福祉部長（番場邦夫） 議案第49号弘前市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

初めに、重度心身障害者医療費支給制度について御説明申し上げますので、お手元の資料1を御覧ください。

本制度は、重度の障がい有者の方に対して医療費の一部を支給する制度であり、青森県の実施要領の定めるところに従い実施しているものであります。本制度の対象となる障がい者は、身体障害者手帳1級、2級、もしくは内部障がい3級の方、愛護手帳Aの方、または精神障害者保健福祉手帳1級の方であります。対象となる手帳の交付を受けたときの年齢が65歳以上の方は対象とならないものであります。

次に、改正理由といたしましては、例えば、65歳未満で身体障がい2級の手帳の交付を受け、本制度の対象だった方が、65歳以上でより重い症状となって1級へと変更になった場合、本制度の対象となる等級内での変更であるため、変更後の1級の手帳の交付を受けた場合においても継続して対象者とする運用としておりましたが、ここでもう1枚の資料2、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。表の右半分が改正前であり、現行の条文では、3行目から4行目にかけてでございますが、「手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるもの」となっているため、65歳以上で対象となる異なる級の手帳の交付を受けた場合に、現行の条文では疑義を生じかねない規定ぶりとなっていたところであります。

今般、青森県の実施要領の一部が改正され、このような場合も継続して対象者となることが明確に規定されたことから、当市の条例についても所要の改正を行うものであります。

最後に、附則として、本条例の施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

説明は以上であります。

- 委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

- 20番（石田 久委員） お聞きしたいのは、もう少し分かりやすく、ちょっと理解できないので。

資料2の改正前と改正後の、「あるもの」から「あり、かつ、以後継続して同号の規定を満たすもの」というところを、もう少し分かりやすく説明していただければ。今、例えば65歳までは手帳の3級だったのが、65歳を過ぎたらもうちょっと重くなって1級とかになったときにと

いう形でいくような話をされていたのですけれども、その辺についてはどうなのかというところ。

それから、重度心身障がい者のところは障害年金にも関わると思うのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

○障がい福祉課長（佐藤真紀） ただいまの御質疑ですけれども、重度心身障がい者ですけれども、こちらは先ほど述べましたように、65歳未満で、身体であれば手帳1級、2級の方、あと内部障がい3級の方、愛護手帳であれば愛護手帳Aの方、精神障がいは1級の方というふうになっておりますけれども、65歳以上になった時点で、先ほど石田委員がおっしゃったとおり、等級が重くなってということですが、この対象の範囲の、1級、2級、3級の間で等級が重くなるのであれば、今まで身体の手帳が2級であった方が重くなって1級になった場合は、範囲の中なので対象になりますということです。それで、65歳以上の段階でもしも、65歳未満のときに4級とかであった方が、65歳以上で障がいの程度が重くなって1級になったとしても、それは該当になりませんということになります。

あくまでも、65歳未満の時点で対象者の要件に該当している方のみが、65歳以上になってから重くなったとしても、その範囲の中であれば対象ですよということです。

年金のほうの影響があるのではないかということでしたけれども、こちらのほうですけれども、今回の条例改正は、現行の規定では疑義の生じる可能性があったので、表現を条例上、明確に規定するものであることから運用に変更が生じるものではなく、したがって影響はないものと考えております。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第50号 弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 最後に、議案第50号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） それでは、議案第50号弘前市国民健康保険条例の一部を改正す

る条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課分及び介護納付金分の賦課限度額並びに軽減適用に関する所得判定基準を改定するもの、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の保険料を減免するに当たり、令和2年2月1日に遡って減免措置を講ずるため、条例の規定の所要の改正をしようとするものであります。

改正内容を資料で御説明いたしますので、お配りしている資料1を御覧願います。

1、主な改正内容の、①賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険料は、医療給付費に充当される基礎賦課額、各保険者が後期高齢医療制度を支援するために拠出する後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの2号介護被保険者に係る介護納付金分の3区分に分かれておりますが、このうち、基礎賦課額を61万円から63万円へ、介護納付金分を16万円から17万円へと、それぞれ賦課限度額の引上げを行うものであります。

次に、②軽減判定所得基準の改正でございます。

低所得者に対して国民健康保険料の均等割と平等割の軽減を行っておりますが、軽減を判定する所得基準のうち、5割軽減を判定する所得基準の被保険者数に乗ずる金額を、28万円から、改正後は28.5万円へ、2割軽減を判定する所得基準の被保険者数に乗ずる金額を、51万円から、改正後は52万円へとするものであります。これにより、軽減の対象となるかの判定を行う基準額が引上げとなりますので、結果として軽減に該当する範囲が拡大されるものであります。

資料2を御覧願います。

太枠で囲んだ部分が今回、①、②の条例改正を行う部分であり、国の国民健康保険法施行令の改正に合わせて行うものであります。

資料1にお戻り願います。

次に、③保険料の減免について申請日基準の改正でございます。

下の囲みは、条例第38条第2項を抜粋したものでありますが、減免の申請を行う場合には、普通徴収にあつては納期限まで、特別徴収にあつてはその支払日までに申請する必要があるという規定となっております。

これに対して、資料3を御覧願います。

資料3は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準を示した通知であります。

この資料の4ページの先頭を御覧いただきたいと思えます。

(2)に減免の対象となる保険料(税)が示されており、納期限が令和2年2月1日以降の保険料が対象となるとされております。

恐れ入りますが、資料1にお戻り願います。改めて下の囲みを御覧願います。

当市において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免を行うに当たり、弘前市国民健康保険料の減免に関する規則に附則を追加する改正を行うこととしておりますが、国の財政支援の基準に沿った形で改正し、減免措置を講ずる予定としていることから、条例第38条第2項の最後に、「ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、申請書の提出期限を別に定めることができる。」というただし書を追加することにより、令和2年2月1日以降の保険料から減免措置の対象とできるよう改正を行うものであります。

最後に、資料4を御覧願います。

資料4は、今回の弘前市国民健康保険条例の改正部分に関する新旧対照表となっておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

なお、限度額改定等に伴う影響等、モデルケースにおける具体例につきましては、担当から説明させていただきます。

○国保年金課長（田中知巳）では、資料5から、私のほうから説明したいと思います。

資料5を御覧ください。資料5は、今回改定する部分を含めた賦課限度額全体の内容を記載した資料でございます。

今回改正する賦課限度額は、基礎賦課額、つまり国民健康保険に加入している被保険者の方の医療に充てられる保険料分と、介護保険2号被保険者に割り当てられる介護納付金分を改正するものでございます。介護納付金分は、40歳から64歳の国保に加入している方に賦課されるものでございます。なお、後期高齢者支援金分につきましては、今回は据置きし、三つの区分の合計賦課限度額を96万円から99万円へ引き上げようとするものでございます。世帯ごとで最大99万円が賦課されることとなります。

資料6を御覧ください。

1、賦課限度額世帯の推移見込みを御覧ください。

賦課限度額を引き上げた場合、今年の2月末時点での国保加入世帯の状況で推計しますと、限度額を超過する世帯は、医療分が、570世帯から37世帯減少し533世帯、介護分が、429世帯から54世帯減少し375世帯と見込まれます。賦課限度額に達する世帯の割合は、改定前の2.19%から2.05%に減少する見込みでございます。

2、賦課限度額の改定に伴う影響額の見込みを御覧ください。

従来の賦課限度額による場合の調定額を試算したところ、賦課限度額を改定した場合、調定額で比較しますと、今回の改定によって約1500万円の増額効果が見込まれるものでございます。

3、賦課限度額に達する世帯人数別の所得及び収入額を御覧ください。

改定前の賦課限度額に達する世帯人数、所得は、今回の改定によって左の表のとおりとなります。1人世帯で御説明しますと、改定前の賦課限度額では、年間約758万円の収入、所得でいいますと約562万円で賦課限度額に達しますが、改定後は収入約779万円、所得で約581万円で賦課限度額に達することとなります。

次に、軽減判定の改定について御説明申し上げます。

資料7を御覧ください。資料7は、今回改正となった法定軽減基準の内容を説明したものでございます。

1、法定軽減基準の改正内容と条例改正該当条文を御覧ください。

低所得者に対する保険料の軽減の判定について、従前の基準でその仕組みを御説明しますと、まず所得から33万円を差し引きします。その結果、ゼロ円以下となった場合は7割軽減となります。次に、33万円にプラスして加入者1人当たり28万円、例えば3人世帯であれば117万円を所得から差し引いてゼロ円以下となった場合には、5割軽減となります。33万円プラス加入者1人当たり51万円を差し引いてゼロ円以下となった場合は、2割軽減の対象となります。

今回の改定は、この1人当たりの控除額を、5割軽減は28万円から28万5000円、2割軽減は51万円から52万円に改定されるものでありますので、その分、軽減に該当しやすくなり、保険料が減額されるというものであります。なお、7割軽減は基礎控除33万円の部分で今回変更はございませんので、7割軽減の判定基準は変わらないものです。

2、法定軽減基準改正に伴う対象世帯、被保険者数の推移見込みを御覧ください。

令和2年2月末時点の状況で試算したところ、5割軽減が59世帯、115人増加、2割軽減が59世帯、90人増加するものとなっております。

3、法定軽減基準改正に伴う影響額の見込みを御覧ください。

今回の基準改正によって軽減世帯及び軽減被保険者数が増加になりますので、それによって保険料調定額約413万円が減少となる見込みでございます。

最後に、新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと等による国民健康保険料の減免について御説明します。

資料8を御覧ください。

減免の対象となる世帯は、①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯は、保険料の全額が免除となります。②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯は、保険料の一部が減額となります。

保険料が一部減額される要件としまして、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、(1)事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上、(2)前年の合計所得金額が1000万円以下であること、(3)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることの、(1)から(3)までの全てに該当する世帯が合計所得金額に応じた減免割合、資料8でいいますとDの区分のところでは、10割、8割、6割、4割、2割の減免割合で減免の対象となるものでございます。

以上で、賦課限度額、軽減判定基準、減免の説明となります。「説明は以上となります」と呼ぶ者あり)

○委員長(蒔苗博英委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番(石田久委員) ちょっと順不同で質疑したいなと思います。

一つは、資料5の中で、資料5を見ますと、今回、99万円という形で出されています改定内容なのですが、昨年もこの限度額が値上げになりました。それで、よく見ますと、ここ12年間、後期高齢者のこれが出されたのが12年前でありました。そのときは68万円だったので、この12年間で31万円の値上げというような状況で、私たち、議員をやってもこれほど上がるというのはまずないのですけれども、これだけの値上げの中で、これでいいのかということが多く出されていると思うのですけれども、この辺で、12年間で31万円の値上げに対して、どのような思いというか、考えを持っているのか。

それから、資料6なのですけれども、資料6のところ、4人世帯でいくと所得が509万円でもう限度額と、99万円というような状況ですけれども、お父さん、お母さんが働いて子供が2人いた場合は、もうこれで99万円というふうな形になった場合、この限度額の引上げによってかなり大変な状況ではないかなと思っておりますけれども、その辺についてお答えしていただきたいと思っております。

それから、資料7のところなのですけれども、昨年度もそうですけれども、ここ数年、どうして7割軽減がほとんど改正されていないのか。国のあれだからと言えばそうなのですけれども、市として、国保年金課として、この7割軽減がほとんどなされていないというような状況ですけれども、この辺についてどうなのかということです。

それから次は、今回のコロナの件ですけれども、弘前市は今、資格証明書の方が今年の4月1日で372世帯の資格証明書の方がいるのですけれども、国の、各自治体ではこういう今回のコロナの関係で、これを短期保険証へということで国の通達もあると思うのですけれども、そ

の辺については短期保険証にしているのかどうか、その辺についてお答えしていただきたいと思っています。

一応、取りあえずお願いいたします。

○国保年金課長（田中知巳） まず一つ目の、資料5についての御質疑でございます。今回の改正によって96万円から99万円に変わると、過去においてはもっと安かったということでございますけれども、今回、なぜ賦課限度額を改定するかということについて御説明します。

国のほうの今回の改定の理由ですけれども、社会保険方式を採用している医療保険制度では、保険料負担は負担能力に応じて公平なものである必要があるとされてございます。被保険者数の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、保険料負担に一定の限度が設けられてございます。

医療の高度化の進展により医療給付費が増加する中で、保険料負担の上限を引き上げずに保険料率の引上げで必要な保険料収入を確保するとなれば、所得の高い方の負担と比較して、所得の中間、低い所得者層の負担がより重くなることとなります。一方、賦課限度額を引き上げるとすれば、所得の高い方に多く負担していただくことになる反面、所得の中間、所得の低い方の被保険者に配慮した保険料とすることができません。国においては、この負担能力に応じた負担とする観点から、被用者保険の仕組みとバランスを考慮して国民健康保険の賦課限度額を段階的に引き上げる措置を講じ、賦課限度額を見直ししてございます。

以上のことから、当市も賦課限度額の見直し、法改正に合わせた形で条例を改正するものでございます。

2点目でございます。7割軽減の基準を改定せず、5割軽減、2割軽減のみ改定するのはなぜかということでございます。

国では今回、7割軽減については改正はしておりません。それで、7割軽減については、国民健康保険法施行令第29条の7により、地方税法第314条の2に規定する金額——分かりやすく言いますと33万円を超えない世帯が7割軽減となります。地方税法の見直しが行われた場合には7割軽減も見直しされると思いますけれども、国民健康保険料の軽減の拡充は社会保障と税の一体改革に伴う政策的な判断でございます。社会保障と税の一体改革では、低所得者の保険料軽減措置の拡充は国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において具体的内容について検討し、税制抜本改革とともに実施するとされてございます。国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において検討された具体的内容では、低所得者に対する保険料軽減は5割・2割軽減の対象世帯を拡充するものとしてございますので、5割軽減、2割軽減が対象に拡大されているものでございます。

次に、資格証明書でございます。

資格証明書の発行については、今回、健生病院との懇談の関係から、約370件の方に対して、新型コロナウイルス感染症に係る資格証明書の取扱いについて郵便でお知らせを送ってございます。内容は、資格証明書の方であっても、通常の保険診療——分かりやすく言いますと3割負担で受診してくれるというものをこちらのほうから送っております。また、医師会のほうにも、こちらのほうから資格証明書で受診した場合は通常の保険証と同じ取扱いでお願いいたしますということで、医師会を通して市内医療機関のほうに周知してございます。

もう1点、先ほどの市の考えということでございます。

国民健康保険制度は、国民皆保険の最後の受皿としての医療保険であることから、高齢者などの年金受給者、失業等による被用者保険からの移行者など所得の低い方が多く加入しており、

財政的に構造的な脆弱さを抱えております。一方で、被保険者の高齢化、医療技術の高度化により保険給付費は年々増加傾向にありますので、全国的に厳しい国保財政の状況となっております。

本市の国民健康保険特別会計においても、平成17年度以降、収支不足が続いており、27年度の単年度赤字は約8億円、累積赤字約17億7000万円に対して繰上充用を行うなど、極めて厳しい状況で単年度収支の改善と累積赤字の解消を図ることとしたものでございます。国民健康保険事業の財政状況を改善するために歳入・歳出の徹底的な見直しを行い、歳入においては適正な自主財源を確保するため、徴収対策の強化、収納率の向上や保険料率の見直しを行い、歳出においては、生活習慣病の予防など訪問指導やジェネリック医薬品の普及啓発、中長期的な医療費の適正化を図るための事業に取り組んできたところです。

この結果、累積赤字は解消され、財政調整基金、昨年度約7億円、令和元年度収支については約5億2000万円の黒字を見込んでございます。長年にわたった累積赤字も解消されましたので、災害などで保険料収入が減少した場合や被保険者の健康増進のための保健事業に活用する財政調整基金を一定程度確保することができたことから、保険料の引下げについて検討を進めたところでございます。

今後の被保険者数は、人口減少、被保険者の高齢化、また平成28年10月から短期労働者に対する被用者保険、協会けんぽなどの社会保険の適用が拡大されておりますので、国保の加入者はさらに減少が進むことが見込まれます。また、それに伴って保険料収入も減少するのが見込まれます。一方、医療給付費は、被保険者の高齢化、特に前期高齢者——65歳から74歳までの方の医療費に占める割合の増加、医療の高度化、高額調剤の保険適用など、1人当たりの医療給付費は増加してございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入・所得減少による保険料収入の減、これらのことが考えられますので、今年度は料率を据置きすることとし、法改正に合わせた賦課限度額の改定、軽減の拡充、保険料減免を行い、保険料収入が不足した場合は基金を活用して対応することとしたものでございます。

新型コロナウイルスの影響は、所得減少によって令和3年度国民健康保険料の賦課額への影響が出てくるものとも考えてございます。国民健康保険に加入される市民の生活支援、危機対策を実施しながら、今後の国・県の動向及び新型コロナウイルスの収束状況を見ながら、慎重に料率の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○20番（石田 久委員） 分かりやすく説明していただき、ありがとうございます。その中で、何点かですけれども。

今回の資料8のところなのですけれども、300万円以下の場合は10割というふうに書いてあるのですけれども、300万円の所得の方で3割以上になると10割減免というような形で、免除という形になると思うのですけれども、3割以下で、そういう方、市民を見るとどういふふうになるのかなと思うのですよね。それで、弘前の国保の世帯が年々減っているわけなのですけれども、2万5000世帯か2万6000世帯ぐらいだと思うのですけれども、その中で限度額を超えている人というのは、ここの資料を見ると533世帯しかないわけですよね。はっきり言って、弘前の国保の生活というのは大変だというのがこれでも分かると思うのですけれども。

特にこの間、昨年10月に消費税が10%になって、さらにコロナの影響でとったときに、この300万円以下の場合に、10割といっても、400万円以下が8割とか、6割とかがあるので、3割もいなくて、例えば15%減とか、そういうふうになったときはどういふふうな対応をすればいいのかなというところを少し分かりやすく説明していただければと思ってい

ます。

○国保年金課長（田中知巳） 今回の場合、委員がお話しの300万円以下の場合、こちらに該当しない場合とかの扱いの、生保の減免ということだと思います。

これまで、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の減免を実施するに当たっては、今回のこの減免は全国一律、厚労省のほうからの通知に基づいて実施してございます。それで、先ほど言いました、2月1日から来年3月までの納期限の設定されているものが対象となります。それで、こちらのほうに該当、この基準で300万円以下、そちらの基準から外れる方とか、そのような方たちについてはどのような救済があるかということだと思います。

そちらのほうについては、従前から市が独自で行っている生活保護基準と比較した場合の保険料の減免制度がございますので、そちらのほうを御案内することとなると思います。また、こちらのほうの新型コロナウイルス感染症の影響による減免と、従来の市独自の生活保護基準で行う弘前市の保険料減免、両方の減免制度で比較して有利なほうを市民の方に御案内するというようにしています。

○8番（木村隆洋委員） 今回の改正というのは国の改正ですので、致し方ないというのは重々承知しているのですけれども、先ほどの課長のお話の中でも、ちょっと年度が正しいかはあれですけれども、今まで累積赤字がどうだという議論があった中で、平成29年度に解消されて、平成30年度で約7億円の黒字化がされて、昨年度、まだ決算は出ていないのですけれども、先ほどのお話であれば5.2億円が黒字化されていくという中で、今回、基礎賦課額がこうやって上がるのは致し方ない、国の動きなので。

軽減の部分も広げるという中で、ただ現状、単純な話で12億円ぐらい黒字化されているということで、先ほど令和3年度以降もいろいろな改定も予想されるというお話があったのですが、現状、黒字化されている中で、前もちょっと聞いたかも分からないのですけれども、今後の国保料も含めて、国保料の形というのをどう、部として、課として考えているのか、その1点だけお伺いできればと思います。

○国保年金課長（田中知巳） 木村委員の質疑にお答えします。

平成27年度で17億7000万円の累積赤字が29年度で解消され、基金も7億円たまっていると。それで、今後の国保の在り方についての質疑だと思います。

30年4月から都道府県単位化がスタートしてございます。それに合わせて、県内統一した保険料率を進めて、平成30年から、おおむね6年から7年かけて、県内どこに行っても同じ人数、同じ所得であれば同じ保険料にしましょうということで今、調整が進んでございます。そこで、こちらの弘前市においても基金が一定以上たまっていますので、保険料率を引き下げつつ、県内の保険料統一の時期を見据えて料率のほうも検討してまいりました。

今回のコロナウイルスによる保険料収入の減と、今後の医療費の増額分、先ほど言いました医療の高度化、あとは加入者の高齢化、年々高齢者が増えていますので、その給付費が増えています。その部分で、こちらのほうでも推計をしました。推計しましたがけれども、今のところでは来年度、再来年度、市においては令和4年度までは保険料は引上げをしませんので、そこについては令和4年度から黒字が減少していくという見込みになりましたので、その分を、基金を使って、令和6年度まで料率を上げないで持っていきたいなど。

当初の説明では、令和4年度までは上げないということでしたけれども、今、ある一定以上、7億円というこれまでの説明は、大体の当市における基準額の目安です。これが7億円ですけれども、今回、5億2000万円ということで、約12億円になりますので、今年度の保険料減収

分、来年度の——令和3年度の保険料の賦課の減額分も合わせて基金を使って対応すると。それで、なおかつ令和4年度までは上げないということで見通しをしたために、現時点では保険料の引下げは難しいということで判断したものです。

なお、今年の状況、来年の状況によっては、少しでも引下げできる要素があれば、こちらのほうで引下げのほうは実施していきたいと考えているところです。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○20番（石田 久委員） 議案第50号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険事業は、その法の第1条で社会保障であると定められています。にもかかわらず、国はその国庫負担割合を減らし続けてきました。しかも、国保に対する国の責任をさらに減らすため法を改正し、自治体から都道府県単位化へと制度変更を行いました。各自治体へは、交付金を使って徴収強化を誘導し、一般会計からの繰入額を徐々に減額することを求めています。

今回の賦課限度額を引き上げる国民健康保険条例は、反対であります。

今回の改正は、賦課限度額が、医療分で2万円、介護分で1万円、合わせて3万円も引き上げられることになり、収入に応じた保険料となっていません。後期高齢者支援金が導入された2008年は68万円でした。この12年間に31万円もの引上げで、99万円にもなります。

限度額を、医療分において58万円から61万円に引上げと、介護分を16万円から17万円に引上げ、これによって限度額を超える世帯は減少しますが、税収は1500万円増えることになります。この層においても、必ずしも暮らしの余裕があるわけではありません。

限度額を引き上げることで中低所得者の負担軽減が図られると言いますが、高額所得者と比較して中所得者負担率が重い国保制度の欠陥をそのままにしての部分的な手直しのため、中間所得層の中で軽減される世帯と負担増となる世帯が生まれることになり、認めることはできません。

均等割と平等割の減額の対象範囲を拡大するとして、対象世帯の、5割軽減分で59世帯、2割軽減分で59世帯です。軽減効果は413万9100円ですが、今回も所得がないか・低い7割軽減対象について、軽減措置の拡大がまともに考慮されていないことです。

よって、議案第50号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行いました。

○2番（成田大介委員） 私は、議案第50号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で意見を申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康保険料の基礎賦課限度額、介護納付金賦課限度額を引き上げるとともに、国民健康保険料の2割軽減、5割軽減の該当条件を拡大、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免措置を令和2年2月1日から適用させようとするものです。

国民健康保険料の負担において、所得の高い方にはもう少し負担をしていただきながら、所得の少ない方の軽減措置を強化し、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方の負担

軽減を図る減免措置を講ずるものであり、社会保険制度である国民健康保険の仕組みに合致すると考えます。

また、賦課限度額の引上げ、軽減条件の拡大は国民健康保険法施行令の一部改正に伴うものであること、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方への減免は国による財政支援の基準に合わせたものであること、いずれも国の方針に合わせたものであります。

以上のことから、今回の改正は妥当なものと判断し、議案第50号については賛成するものであります。

なお、理事者においては、今後も国保財政の健全化により一層努められるよう、要望するものであります。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（蒔苗博英委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時10分 散会】